

○小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱

令和3年3月19日告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住環境の良好な住宅地の形成及び定住人口の増加に寄与するため、宅地開発を行う事業者に対し、予算の範囲内において小千谷市宅地開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、小千谷市内において宅地の供給を目的とした開発を行う事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる開発事業（以下「補助事業」という。）は、小千谷市立地適正化計画における居住誘導区域（以下「居住誘導区域」という。）内又は農業振興地域白地地域（以下「白地地域」という。）内において、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 居住誘導区域内にあっては1団地3戸以上の宅地が確保されるものとし、白地地域内にあっては1団地1,000平方メートル以上であること。
- (2) 小千谷市開発行為指導要綱（平成2年小千谷市告示第30号）に基づく事業であること。ただし、1,000平方メートルに満たないものにあつては、同指導要綱の規定の例による。
- (3) 分譲区画面積は、1区画の平均が60坪以上であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 取付道路及び区域内道路の新設、改良、舗装工事費（用地費を除く。）。ただし、道路幅員は6メートル以上、その他の道路構造については小千谷市市道認定基準によるものとし、袋路状道路の場合は、転回広場を設けること。
- (2) 消雪用井戸削井及び消雪パイプ敷設工事費

- (3) ガス本支管及び水道配水管（消火栓を含む。）敷設工事費
- (4) 下水道管敷設工事費
- (5) 公園、広場又は緑地の造成工事費。ただし、1平方メートル当たりの造成経費は、1万円を上限とする。
- (6) 用地測量費、計画図等作成費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1事業につき2,000万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する日の20日前までに、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成区域位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 土地利用計画平面図
- (4) 排水施設・給水施設計画平面図
- (5) 道路計画縦・横断面図
- (6) 道路構造図
- (7) 道路整備に要する経費（測量試験費、用地購入費及び工事費）内訳書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に変更が生じる場合は、規則第5条第2項の補助金等変更（中止・廃止）申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を承認したときは、規則第6条第2項の補助

金等変更交付決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該事業が完了した日から起算して14日以内に規則第9条の補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の規定による開発行為の許可を受けた事業については、法第36条に規定する工事完了の検査済証の交付を受けた日から起算して14日以内に、補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第10条 市長は、前条の補助事業実績報告書を受理した日から起算して14日以内に完了検査を実施するものとする。ただし、法第36条に規定する工事完了の検査済証の交付を受けた事業については、検査を省略することができる。

(補助金の交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により補助事業の完了を確認し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第10条の補助金等確定通知書により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月28日告示第28号）

附 則（令和5年7月20日告示第112号）

この要綱は、公表の日から施行する。